

法務省の業務(本省)

主要政策

基本法制の維持及び整備(民事局・刑事局・大臣官房司法法制部関係)

国民との直接のかかわりが深い基本的な社会の規律を定める民法, 商法, 刑法, 民事訴訟法及び刑事訴訟法等の基本法令並びに最終的にその効果が実現される場である司法制度について, それらの機能を十分に果たし得るように維持及び整備を図っている。

このことは, 法治主義による国家運営の基盤を形成するもので, 国の行政が担うべき最も根源的な事務である。

法秩序の維持(刑事局・矯正局・保護局・民事局関係)

刑事的, 治安的な側面では, 国家刑罰権を適正かつ迅速に実現し, 犯罪者らの改善及び更生と犯罪の防止を図ることにより, 法により規律された社会の秩序を維持・確保して, 社会の平和を保持し, 個人及び公共の福祉を図っている。

また, 私法秩序の維持という民事的な側面では, 取引と身分関係に関する基本的な法制度を整備し, これを適正に運営することにより私的自治の基盤を支えている。

この事務も根源的かつ基本的な事務である。

国民の権利擁護(民事局・人権擁護局関係)

国民の経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利の保全に関する法制度である登記, 供託, 戸籍, 国籍及び公証制度を整備し, 運営している。

また, 国民の基本的な人権を擁護するため, 人権侵害による被害の救済及び予防, 人権相談, 人権尊重理念の普及・啓発活動等に関する事務を行っている。

これらも, 国の行政が担うべき最も基本的かつ必要不可欠な任務であるとともに, 法律的性格を濃厚に有するものであり, 法務省の中でも根源的かつ基本的な事務である。

国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理(大臣官房訟務部門)

国が当事者となる争訟については, 当該事件の行政庁がそれぞれ処理するのではなく, 法務大臣が統一的・一元的に処理する仕組みとなっている。

国が当事者となる争訟は, 近年, 増加傾向にあるとともに, 複雑かつ困難な新しい法律問題を内包し, しかも全国各地に集団で提起されていて, これらの事件の結果いかんは, 国の政治, 行政, 経済に重大な影響を及ぼし, ひいては国民全体の利益に深く関わるものとなっている。

適正な出入国管理の実施(入国管理局関係)

近年の急速な国際化の中で, 活発かつ円滑な国境を越えた人の移動が一層重要となっていることから, 我が国を訪れる外国人がスムーズに入国手続等を行うことができるよう体制を整備するとともに, 我が国社会のニーズに応じた今後の外国人の受入れの在り方を検討している。

その一方で, 依然として高水準で推移する不法滞在者が社会面・治安面で問題化していることから, これを大幅に縮減するための強力な対策を講ずるとともに, テロリスト等不正な目的で我が国に入国・在留しようとする外国人を水際で確実に阻止することが喫緊の課題となっている。

法務省の業務（公安審査委員会）

主要政策
<p>破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制</p> <p>暴力主義的破壊活動を行う危険のある団体について、公安調査庁長官からの団体の活動制限や解散の指定の規制処分の請求に対し、客観的・中立的な立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する。</p> <p>これにより、民主政治の基盤である憲法秩序が暴力によって破壊されることを防止して、公共の安全の確保に寄与している。</p>
<p>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による団体の規制</p> <p>過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、公安調査庁長官からの観察処分又は再発防止処分の請求に対し、客観的・中立的な立場から適正な審査を行い、処分の要否や処分内容等を決定する。</p> <p>これまでに、オウム真理教に対する観察処分を決定している。</p> <p>このオウム真理教の観察処分の期間は平成18年1月31日までであるが、平成17年11月、公安調査庁から同処分の期間の更新請求を受け、平成18年1月16日現在、当該請求等について審査中である。</p>

主要政策

破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求
（調査第一部・調査第二部）

暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体について調査し、その結果、規制の必要があると認められる場合には、当該団体の活動制限や解散の指定の規制処分の請求を公安審査委員会に対して行う。

なお、我が国「情報コミュニティ」の構成庁として、当該調査及び下記 の調査の過程で収集した種々の情報・資料を本庁（調査部）において集約・分析・評価し、我が国の危機管理、治安対策並びに外交施策等の策定に資するため、内閣各部に報告している。特に我が国の安全保障が国際テロ等かつてない重大な脅威に直面している近年の情勢にあつて、公安調査庁は、政府の「テロの未然防止に関する行動計画」においても情報面でのテロ対策への寄与が求められており、無差別大量殺戮テロ等の発生を未然に防止するための情報収集を担う行政機関として、極

及び下記 の団体規制の運用は、憲法の保障する基本的人権と重大な関係を有し、また、国家の安全保障の根幹の一つを成すことから、重要な国家事務の一つとして、その運用状況について国会への報告が義務付けられている。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置
（調査第一部・調査第二部）

過去に無差別大量殺人行為を行った団体について調査し、現在も危険な要素を保持していると認められる場合には、公安審査委員会に対し、観察処分又は再発防止処分の請求を行う。また、公安審査委員会が決定した観察処分に基づき団体施設への立入検査等を行う。

現在は、オウム真理教に対する観察処分に基づき、同教団施設への立入検査を行っている（現観察処分の期間は平成18年1月31日までであるが、公安調査庁は平成17年11月に公安審査委員会に対し、同処分の期間の更新請求を行っており、平成18年1月16日現在、同委員会が当該請求等について審査中である。）。

法務省の業務（本省の地方支分部局）

組織		定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革
法務局	(8)	平成13年度末	12,277	<p>登記事務 登記は、国家の基本となる国土と法人の管理という国家運営の基本をなす制度。そのうち、不動産登記は、国民の最も基本的かつ重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を登記簿、地図等により公示し、取引の安全を図るものであり、商業法人登記は、権利義務の主体となる法人を創設し、法人に関する重要な事項を登記簿により公示し、経済取引秩序を維持するもの。登記事務は、登記簿に単に事実を記載するといった定型的な業務ではなく、実体法・手続法に照らし登記申請の受理・不受理を審査する準司法的作用であり、国民の基本的な権利義務を確定するのみならず、登録免許税の徴収事務を直接行い、その課税標準の認定、税額の確定という公権力の行使を伴う事務であり、固定資産税等の課税の基礎を明らかにする機能も果たすもの。</p> <p>供託事務 供託は、供託所に金銭等を提出し、その管理を委ね、供託所を通じてその金銭等をある人に取得させることにより、債務の弁済、裁判上の保証等一定の法律上の目的を達成しようとするもの。供託事務は、法令に基づき、供託の受理・不受理、供託物の払渡しの認可・不認可等を審査し、また、供託物の出納・保管等につき厳格な処理、管理を行うものであり、国民の権利保全等のために重要な役割を果たしている。</p> <p>戸籍・国籍事務 戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族・身分関係を登録公証するもので、日本国民について編成され、日本国籍を公証する唯一の制度でもある。法務局・地方法務局の戸籍事務は、市区町村が行う戸籍事務の処理が適正に行われるよう、助言、勧告、指示等を行うもの。 国籍事務は、国家の構成員たる資格である国籍の得喪を創設する事務であり、帰化許可申請の受付、国籍取得届の受付、審査等を行うもの。</p> <p>訟務事務 訟務事務は、国又は公共団体を当事者とする訴訟について、その代理人となり、法務大臣の所部の職員が一元的・統一的に訴訟活動を行うものであり、私人と国家との間の法律上の紛争を適正・迅速に解決し、「法律による行政」を実現するため、極めて重要な役割を果たすもの。</p> <p>人権擁護事務 人権擁護事務は、国民の基本的な人権を擁護するため、人権侵害による被害者の救済及び予防、人権相談、人権尊重理念の普及・啓発活動等を行うもの。</p>	<p>・平成13年度～平成18年度の6年間に定員削減計画、定員合理化計画等により定員1,168人を合理化</p> <p>・登記事務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の進展等 （平成13年度以降の6年間で、登記事務従事職員について、1,025人の純減） （平成13年度から平成16年度までに189庁の統廃合を実施。平成17年度及び18年度で80庁程度の統廃合を実施予定。）</p>
地方法務局	(42)	平成14年度末	12,136		
支局	(288)	平成15年度末	11,979		
出張所	(216)	平成16年度末	11,823		
		平成17年度末	11,622		
		平成18年度末	11,401		

法務省の業務（本省の地方支分部局）

組織	定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革
矯正管区 (8)	平成13年度末	174	矯正管区は、管轄区域内に所在する受刑者等被収容者の処遇を実施する矯正施設（刑務所(59)少年刑務所(8)、拘置所(7)、少年院(52)、少年鑑別所(52)及び婦人補導院(1)）に対し、統一かつ均質な国の施策の具体化を図るため、主に次のような事務を所掌し、地域の実情に応じ、各施設の運営を管理し、指導・監督している。	平成13～18年度の6年間に定員削減計画・定員合理化計画により定員9人を合理化。
	平成14年度末	172		
	平成15年度末	170		
	平成16年度末	168		
	平成17年度末	171		
	平成18年度末	177		
<p>被収容者の処遇全般に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ一体的な矯正行政運営を図るための被収容者に対する処遇・保安・医療・教育等に関する指導・監督 ・被収容者への人権侵害に対する公平かつ公正な救済を図るための被収容者からの処遇等に対する不服及び苦情の処理 <p>矯正施設の維持・管理・運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治安回復を図るための過剰収容対策に伴う矯正施設の新設・増改築・設備の改善、保安上の移送等に関する指導、調整 ・民間のノウハウ等を活用し、矯正行政運営の効率化を図るための刑務所PFI事業の整備を推進 ・国民に対する矯正行政の説明責任を果たすための矯正施設に対する監察 <p>矯正職員に係る人事管理・会計管理・業務管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正行政運営の透明性の向上を図るための管轄区域内の矯正施設の分を含めた情報公開に関する事務 				

法務省の業務（本省の地方支分部局）

組織	定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革
地方更生保護委員会 (8)	平成13年度末	249	<p>仮出獄及び仮出場の許可並びに仮出獄の取消し 少年院からの仮退院及び退院の許可 不定期刑の終了等</p> <p>委員及び保護観察官は、適正な仮釈放の審理及び本人の社会復帰の促進のために矯正施設に赴き、被収容者に直接面接して仮釈放の適否や社会復帰上の問題点を的確に把握した上で、委員3人の合議で仮釈放の許否、許可事案については仮釈放の日、仮釈放期間中に守るべき遵守事項を決定している。また、仮釈放者の行状等に 応じて、保護観察所からの申請を受けて、仮出獄取消し、不定期刑の終了、少年院からの退院等につき、審理の決定を行っている。</p> <p>(~ 共通)</p> <p>保護観察仮解除決定 執行猶予中の保護観察対象者につき、保護観察所からの申請を受けて、成績良好者の保護観察仮解除の審理・許否の決定を行っている。</p> <p>~ について、年間約3万件を取扱っている。</p>	<p>平成18年度に定員合理化計画により定員1人を合理化。</p>
	平成14年度末	249		
	平成15年度末	249		
	平成16年度末	249		
	平成17年度末	258		
	平成18年度末	260		

法務省の業務（本省の地方支分部局）

組 織	定 員		主 要 施 策	平成13年以降の主な業務改革
保護観察所 (50)	平成13年度末	1,085	<p>保護観察の実施 遵守事項を定めてこれを守るよう指導監督，補導援護して，保護観察対象者の改善更生を図っている（年間約14万件を取扱っている。）。 環境調整の実施 矯正施設（刑務所，少年院等）に収容されている者が，釈放後，更生に適した環境で生活できるように，矯正施設収容中から本人と家族などの引受人との間の感情の融和などに努め，就職先を探すなどして出所後の社会復帰の態勢を整えている（年間約11万件を取扱っている。）。 更生緊急保護の実施 刑事上の手続又は保護処分を解かれた者に対し，帰住・就職のあっせん，金品給与，更生保護施設への収容等の援護を行い，更生を支援している（年間約1万件を取扱っている。）。 恩赦の上申 中央更生保護審議会に恩赦の上申を行っている。 犯罪予防活動 社会を明るくする運動を中心とした犯罪予防，犯罪者・非行少年等の更生支援のための広報・啓発活動を全国的に行っている。 精神保健観察等 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者のうち，不起訴又は無罪等になった者に対する審判時の生活環境の調査及び審判後の地域社会での処遇等を行っている。</p>	<p>・平成13～18年度の6年間に定員削減計画・定員合理化計画により定員91人を合理化。</p>
	平成14年度末	1,081		
	平成15年度末	1,130		
	平成16年度末	1,141		
	平成17年度末	1,141		
	平成18年度末	1,169		

法務省の業務（本省の地方支分部局）

組織	定員		主要施策	平成13年以降の主な業務改革
地方入国管理局 (8) 支局 (6) 出張所 (63)	平成13年度末	2,129	すべての人の出入国の管理 日本人の出帰国の確認、外国人の上陸審査等を行う。テロリスト等の入国を未然に阻止するための厳格な出入国審査と観光立国政策を推進するための円滑な出入国審査の両立が求められている。	・平成13～18年度の6年間に定員削減計画・定員合理化計画等により定員133人を合理化。
	平成14年度末	2,230		
	平成15年度末	2,263		
	平成16年度末	2,413		
	平成17年度末	2,566		
	平成18年度末	2,719		
			<p>外国人の在留の管理 日本に在留する外国人について在留資格の変更、在留期間の更新等の審査を行う。その際、偽装結婚、偽装日系人等の偽装滞在については厳しく取り締まっている。</p> <p>外国人の退去強制 不法滞在者を積極的に取り締まり、強制的に国外へ退去させることにより、我が国の安全や利益が害されるのを防ぐ。 なお、政府は約25万人（平成15年）の不法滞在者を平成16年以降5年間で半減することを目標としている。</p> <p>難民の認定 日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合に、難民であるか否かの審査を行</p>	<p>・平成15年度から地方入国管理局（15年度東京、17年度名古屋）の収容場監視業務の一部民間委託を開始し、順次対象庁を拡大している。18年度においては、東京入国管理局成田空港支局の収容場監視業務及び名古屋入国管理局の窓口審査業務の一部を民間に委託する等、引き続き民間委託を推進することとし、合理的な定員配置を目指している。</p> <p>・地方入国管理局出張所について、業務量の動向、周辺に在留する外国人数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、引き続き海型から内陸型への再編を進めている。（平成12年度末81出張所 平成17年度末63出張所）</p>

法務省の業務（公安調査庁の地方支分部局）

組 織		定 員		主 要 施 策	平成13年以降の主な業務改革
公安調査局 (8) 公安調査事務所 (14)	平成13年度末	1,192	<p>破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の調査，公安審査委員会が決定した観察処分に基づく立入検査等の実施</p> <p>公安調査局及び公安調査事務所は，公安調査庁の「情報収集の最前線基地」として，国際テロ，朝鮮総聯・北朝鮮及びオウム真理教等について，その組織や活動実態，動向等を調査し，必要な情報・資料の収集を行っている。また，観察処分となっているオウム真理教に対し，同教団施設への立入検査等を実施している。</p> <p>近年，国際テロや北朝鮮の核問題等我が国の安全への脅威が強まるにつれ，公安調査庁への情報ニーズが高まっていることから，それら情報等の収集を担う公安調査局及び公安調査事務所をはじめとする調査体制の強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>オウム真理教の観察処分の期間は，平成18年1月31日までであるが，公安調査庁は平成17年11月に公安審査委員会に対し，同処分の期間の更新請求を行っており，平成18年1月16日現在，同委員会が当該請求等について審査中である。</p>	<p>平成13～18年度の6年間に定員削減計画，定員合理化計画等により定員112人を合理化</p> <p>組織の合理化も含め全般の在り方について検討(平成17年度末までに結論を得る)</p> <p>国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13～15年度，公安調査事務所の廃止(43事務所 14事務所) 平成12～15年度に，95人を在外における情報収集活動の強化，内閣における情報の収集，分析等の機能の充実のため，外務省及び内閣情報調査室に振替 <p>95人中，76人は平成13年度以降に振替</p>	
	平成14年度末	1,142			
	平成15年度末	1,104			
	平成16年度末	1,122			
	平成17年度末	1,136			
	平成18年度末	1,147			